

令和4年度

中山間地域等直接支払交付金の実施状況

令和5年8月

岡山県農林水産部

目次

	Page
1 協定の概要 -----	1
(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村	
(2) 協定締結数	
(3) 交付金交付面積	
(4) 交付金額	
(5) 協定参加者等	
(6) 協定の平均的な姿	
(7) 集落協定の規模別協定数	
2 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額 -----	5
3 市町村別協定数・交付面積・交付金額等 -----	6
4 市町村別協定取組内訳 -----	7
5 集落協定における農業生産活動等の実施状況-----	8
(1) 集落マスタープランの内容	
(2) 耕作放棄の防止等の活動	
(3) 水路・農道等の管理活動	
(4) 多面的機能を増進する活動	
6 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況---	11
(1) 集落戦略の作成状況	
(2) 集落戦略作成に向けた活動状況	
(3) 提出済みの集落戦略の内容	
7 加算措置の取組状況 -----	14
8 集落協定における交付金の使用方法等 -----	14
(1) 交付金の配分状況	
(2) 共同取組活動への使用状況	
〔参考〕	
中山間地域等直接支払制度(令和2～6年度)のあらまし -----	16
中山間地域等直接支払制度対象地域図	
協定の取組活動事例	

令和4年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

※（ ）はR3年度との対比

- 協定締結市町村：25市町村（増減なし）
- 協定締結数：1,258協定（4協定増、0.3%増）
- 交付金交付面積：11,844ha（122ha増、1.0%増）
- 交付金額：1,856百万円（32百万円増、1.8%増）
- 集落協定の参加農業者：17,989人（20人減、0.1%減）

1 協定の概要

(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村

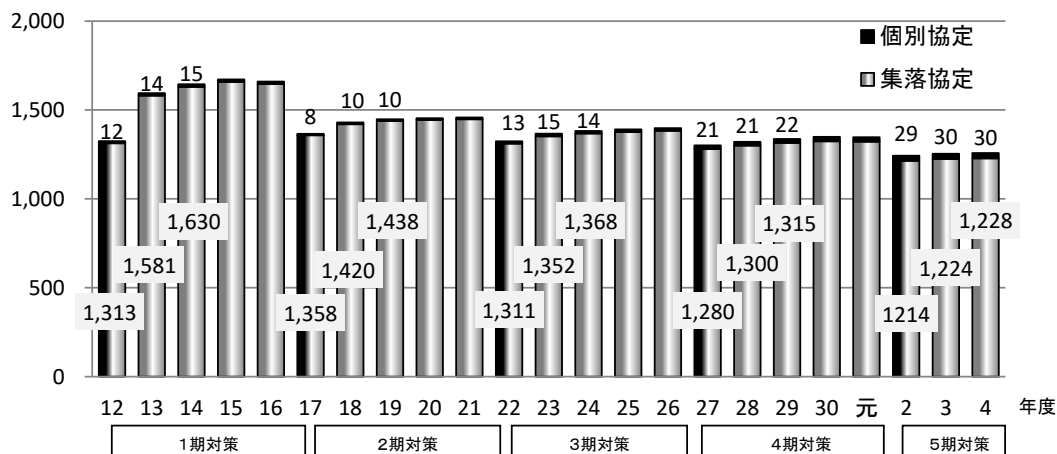
直接支払対象農用地を有する25市町村全てで市町村促進計画が策定され、協定に基づく活動が実施されている。

区 分		市 町 村 名	
対象地域 (25)	促進計画 策定済 (25)	協定締結 有 (25)	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、矢掛町、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
		未締結 (0)	—
非対象地域 (2)			早島町、里庄町

注) 「対象地域」は、直接支払の対象地域（全域又は一部）を有する市町村

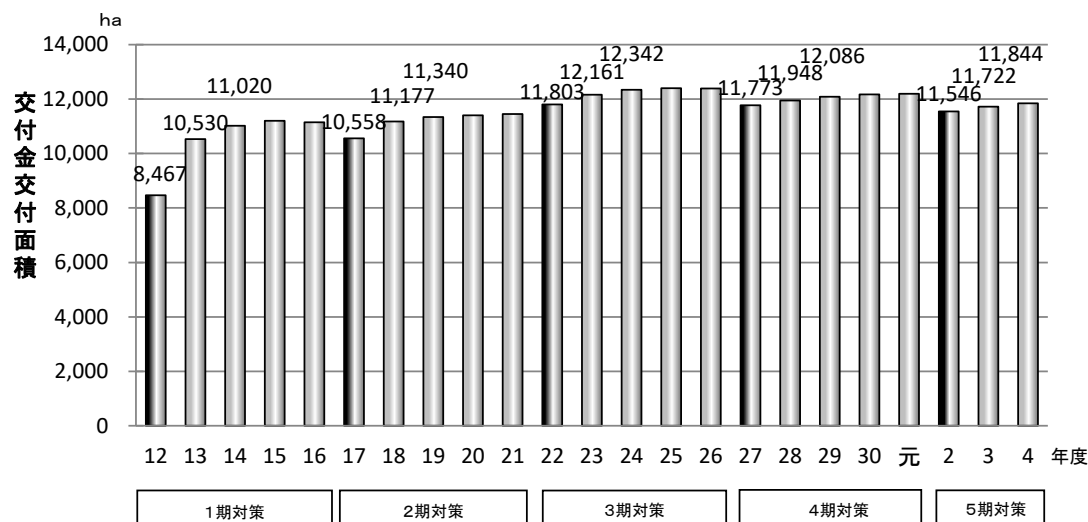
(2) 協定締結数

協定締結数は、令和3年度に比べて4協定(新規11協定、統合2協定(7協定→2協定)、廃止2協定)増加し、1,258協定となった。市町村別で、集落協定等の締結数が最も多いのは、吉備中央町の176協定で、次いで真庭市の162協定、津山市の138協定の順となっている。



(3) 交付金交付面積

交付金交付面積は、令和3年度と比べ122ha増加し、11,844haとなった。交付面積が最も多いのは、吉備中央町の1,719haで、次いで真庭市1,500ha、津山市1,497haとなっている。市町村別では、岡山市（31ha増）など19市町村が増加した。なお、前期対策（第4期）の3年目（H29年度）に比べると242haの減となっており、主な要因は高齢化等による集落リーダーの減少と考えられる。

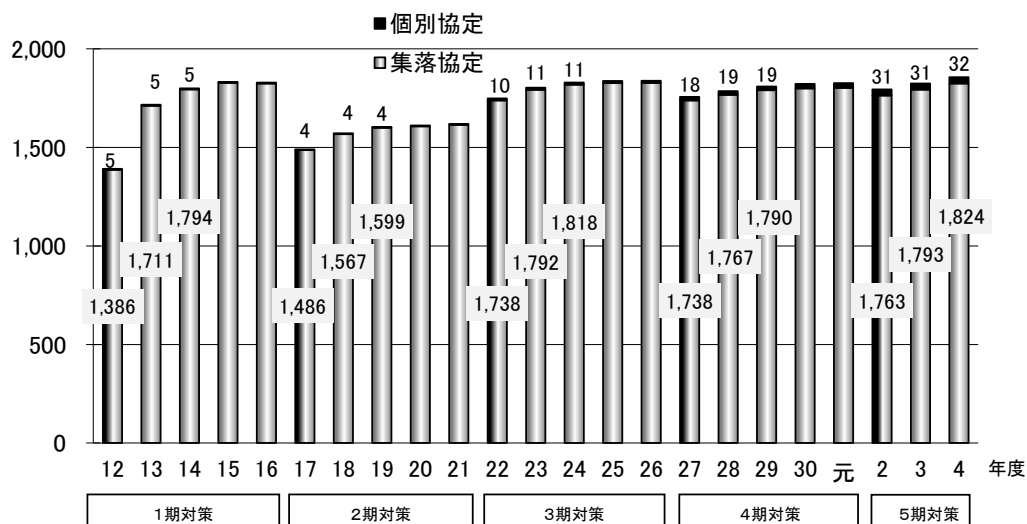


(4) 交付金額

交付金額は、令和3年度と比べ32,118千円、1.8%増加し1,856,091千円となった。交付金額が最も多いのは吉備中央町の296,426千円で、次いで津山市、真庭市、美咲町の順となっている。

市町村別では、協定数の増加、体制整備単価の取組協定数の増加、加算の取組増加等から美作市（8,504千円増）など17市町村で増加した。

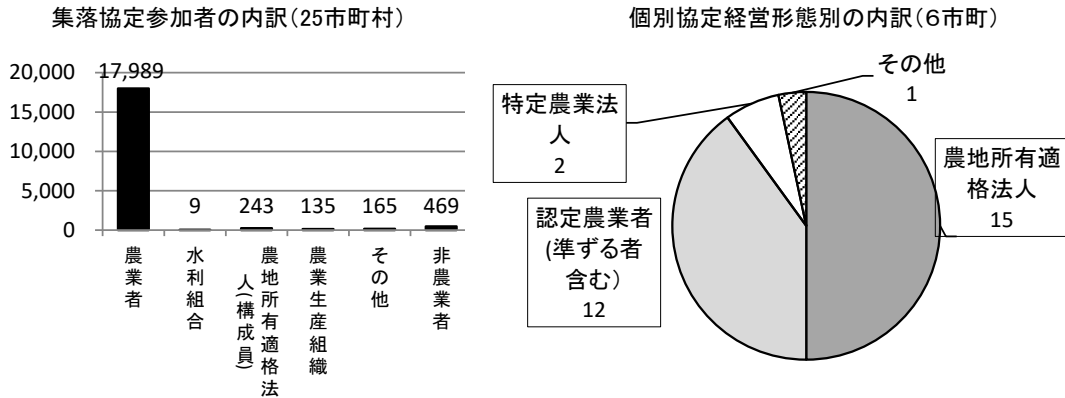
なお、各期対策3年目のうち最高額となっており、主な要因は、前向きな取組（体制整備単価及び各種加算）が増加しているためと考えられる。



(5) 協定参加者等

集落協定参加者は延べ19,010人で、その内訳としては農業者が最も多く17,989人で、令和3年度から20人減少した。

個別協定の経営形態は、農地所有適格法人が15協定と多い。



(6) 協定の平均的な姿

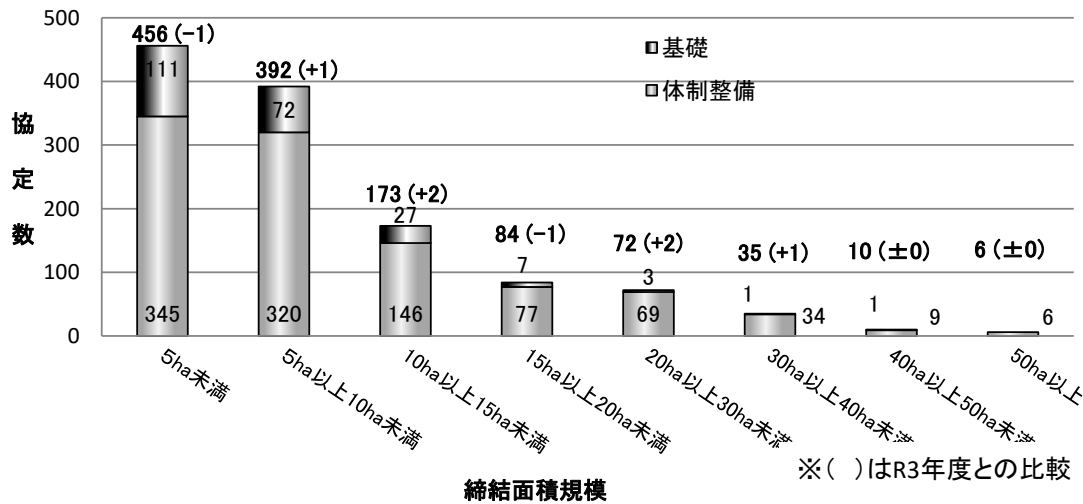
区 分	協 定 平 均			参加農業者平均	
	参加農業者数(人)	交付面積(ha)	交付金額(千円)	交付面積(a)	交付金額(千円)
集 落 協 定	14.6	9.5	1,485	65	101
基礎単価	11.1	6.4	720	57	65
体制整備単価	15.4	10.1	1,654	66	107
個 別 協 定		7.3	1,081		
全 協 定 平 均	14.3	9.4	1,475	66	103

※交付金額は、個人配分と共同取組活動への配分額の合計

(7) 集落協定の規模別協定数

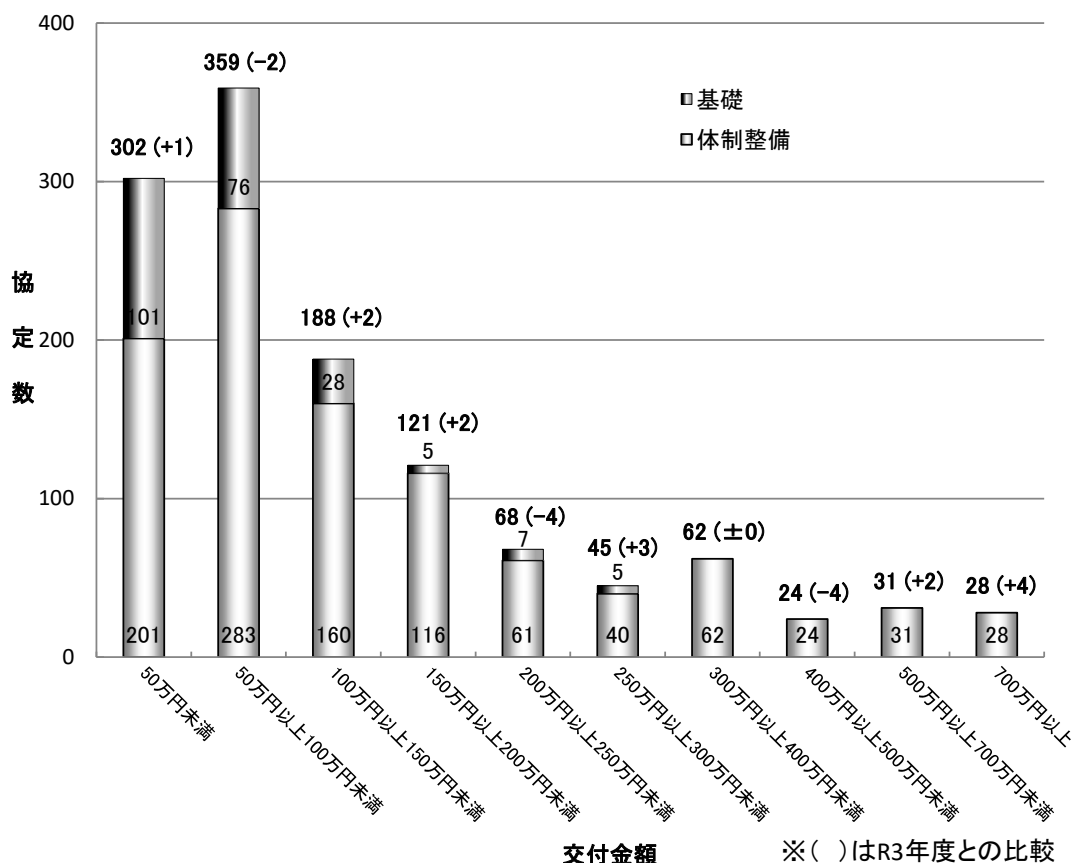
ア 集落協定締結面積規模別

集落協定の締結面積規模別の集落協定数は、1,228協定のうち、5ha未満が456協定と約4割を占め、面積規模の階層が大きくなるにつれて協定数は減少している。



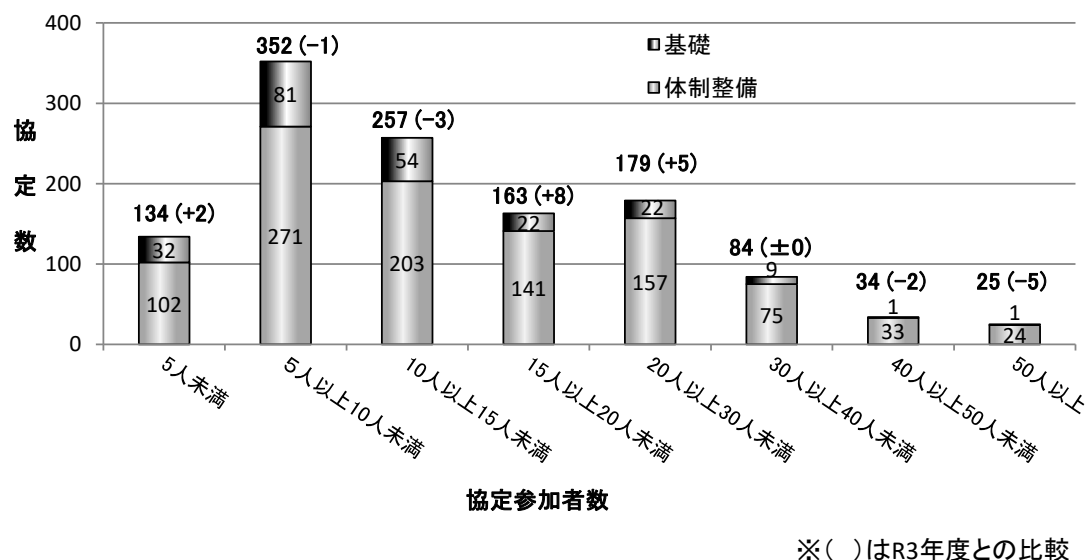
イ 交付金額別

交付金額別の集落協定数は、1,228協定のうち、50万円以上100万円未満が359協定(29.2%)と最も多く、次いで50万円未満が302協定(24.6%)となっている。100万円以上の協定では交付金額の階層が高くなるにつれて、その数は減少する傾向にある。



ウ 協定参加者数別

協定参加者数別の集落協定数は、1,228協定のうち、10人未満が486協定と約4割を占め、参加者数が少ないほど体制整備単価(前向きな取組)の割合が少ない傾向にある。



2 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額

() は前年度

区 分		交付面積 (ha)	対象農用地面積 (ha)	交付金額 (千円)
田 ①		11,344 (11,241)	15,485 (14,753)	1,822,560 (1,791,851)
8 法内	急傾斜地	6,300 (6,263)	8,642 (8,178)	1,380,643 (1,358,793)
	小区画・ 不整形	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	緩傾斜地	4,709 (4,666)	5,952 (5,703)	387,755 (381,374)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		335 (312)	891 (872)	54,162 (51,684)
畑 ②		472 (453)	854 (742)	32,746 (31,337)
8 法内	急傾斜地	141 (140)	218 (204)	16,983 (16,831)
	緩傾斜地	312 (294)	542 (444)	13,976 (12,720)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		19 (19)	94 (94)	1,786 (1,786)
草地 ③		24 (24)	122 (52)	756 (756)
8 法内	急傾斜地	2 (2)	2 (2)	135 (135)
	緩傾斜地	23 (23)	120 (50)	621 (621)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
採草放牧地 ④		4 (4)	4 (4)	29 (28)
8 法内	急傾斜地	3 (3)	3 (3)	26 (26)
	緩傾斜地	1 (1)	1 (1)	3 (2)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
計 ①+②+③+④		11,844 (11,722)	16,465 (15,551)	1,856,091 (1,823,973)

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

対象農用地面積は、対象農用地の基準に該当する農用地のうち市町村が促進計画に定めた農用地面積。

3 市町村別協定数・交付面積・交付金額等

()はR3年度
単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村	協定数			集落協定 参加 農業者数	交付面積						交付金額		
	集落 協定	個別 協定	計		集落協定	個別 協定	計	基礎 単価面積		体制整備 単価面積	集落協定	個別協定	計
								基 礎 単 価 面 積	体 制 整 備 単 価 面 積				
備 前	岡山市	44 (43)	3 (2)	47 (45)	721 (676)	282 (264)	28 (15)	310 (279)	65 (63)	245 (216)	40,510 (38,634)	4,101 (2,976)	44,610 (41,610)
	玉野市	1 (1)	0 (0)	1 (1)	15 (15)	5 (5)	0 (0)	5 (5)	5 (5)	0 (0)	499 (508)	0 (0)	499 (508)
	備前市	11 (11)	0 (0)	11 (11)	151 (151)	75 (75)	0 (0)	75 (75)	21 (21)	53 (53)	10,399 (10,399)	0 (0)	10,399 (10,399)
	瀬戸内市	3 (3)	0 (0)	3 (3)	32 (24)	9 (8)	0 (0)	9 (8)	9 (8)	0 (0)	949 (922)	0 (0)	949 (922)
	赤磐市	44 (44)	0 (0)	44 (44)	699 (699)	520 (521)	0 (0)	520 (521)	48 (51)	472 (470)	92,332 (92,635)	0 (0)	92,332 (92,635)
	和気町	33 (33)	0 (0)	33 (33)	372 (372)	195 (193)	0 (0)	195 (193)	129 (127)	66 (66)	32,222 (32,219)	0 (0)	32,222 (32,219)
	吉備中央町	162 (162)	14 (14)	176 (176)	2,046 (2,155)	1,601 (1,600)	118 (117)	1,719 (1,717)	0 (0)	1,719 (1,717)	276,388 (276,862)	20,038 (19,974)	296,426 (296,836)
小計(7)	298 (297)	17 (16)	315 (313)	4,036 (4,092)	2,686 (2,666)	146 (132)	2,832 (2,799)	276 (275)	2,556 (2,523)	453,299 (452,179)	24,138 (22,949)	477,437 (475,129)	
備 中	倉敷市	4 (4)	0 (0)	4 (4)	28 (29)	10 (10)	0 (0)	10 (10)	10 (10)	0 (0)	1,573 (1,573)	0 (0)	1,573 (1,573)
	笠岡市	5 (5)	0 (0)	5 (5)	91 (84)	18 (17)	0 (0)	18 (17)	0 (0)	18 (17)	3,741 (3,658)	0 (0)	3,741 (3,658)
	井原市	11 (9)	0 (0)	11 (9)	170 (141)	72 (67)	0 (0)	72 (67)	0 (0)	72 (67)	14,471 (13,390)	0 (0)	14,471 (13,390)
	総社市	10 (10)	0 (0)	10 (10)	143 (137)	68 (68)	0 (0)	68 (68)	22 (22)	46 (46)	13,361 (13,297)	0 (0)	13,361 (13,297)
	高梁市	116 (113)	4 (5)	120 (118)	1,321 (1,331)	842 (833)	31 (32)	874 (865)	173 (188)	701 (678)	147,224 (145,488)	3,748 (3,888)	150,971 (149,376)
	新見市	121 (120)	1 (1)	122 (121)	1,290 (1,308)	933 (921)	2 (2)	935 (923)	171 (178)	764 (745)	128,162 (126,140)	405 (405)	128,568 (126,545)
	浅口市	1 (1)	0 (0)	1 (1)	16 (16)	14 (14)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	14 (14)	1,454 (1,454)	0 (0)	1,454 (1,454)
	矢掛町	12 (12)	0 (0)	12 (12)	190 (175)	79 (78)	0 (0)	79 (78)	19 (18)	60 (60)	13,641 (13,561)	0 (0)	13,641 (13,561)
小計(8)	280 (274)	5 (6)	285 (280)	3,249 (3,221)	2,036 (2,008)	33 (34)	2,069 (2,043)	394 (415)	1,675 (1,627)	323,627 (318,561)	4,153 (4,294)	327,780 (322,855)	
美 作	津山市	135 (133)	3 (3)	138 (136)	2,224 (2,187)	1,487 (1,457)	10 (10)	1,497 (1,467)	18 (18)	1,479 (1,448)	235,714 (230,907)	1,486 (1,486)	237,200 (232,394)
	真庭市	162 (166)	0 (0)	162 (166)	2,545 (2,541)	1,500 (1,494)	0 (0)	1,500 (1,494)	568 (594)	932 (900)	188,659 (185,979)	0 (0)	188,659 (185,979)
	美作市	80 (80)	5 (5)	85 (85)	1,799 (1,874)	943 (934)	31 (30)	974 (963)	85 (84)	890 (879)	134,120 (125,729)	2,643 (2,529)	136,763 (128,259)
	新庄村	15 (15)	0 (0)	15 (15)	198 (198)	165 (165)	0 (0)	165 (165)	0 (0)	165 (165)	25,280 (25,280)	0 (0)	25,280 (25,280)
	鏡野町	99 (99)	0 (0)	99 (99)	883 (878)	539 (538)	0 (0)	539 (538)	10 (10)	529 (528)	83,548 (83,412)	0 (0)	83,548 (83,412)
	勝央町	9 (9)	0 (0)	9 (9)	143 (142)	47 (47)	0 (0)	47 (47)	0 (0)	47 (47)	9,924 (9,894)	0 (0)	9,924 (9,894)
	奈義町	19 (19)	0 (0)	19 (19)	720 (712)	614 (611)	0 (0)	614 (611)	0 (0)	614 (611)	71,838 (69,489)	0 (0)	71,838 (69,489)
	西粟倉村	14 (14)	0 (0)	14 (14)	211 (216)	107 (106)	0 (0)	107 (106)	0 (0)	107 (106)	15,635 (15,790)	0 (0)	15,635 (15,790)
	久米南町	35 (36)	0 (0)	35 (36)	750 (750)	646 (637)	0 (0)	646 (637)	33 (33)	613 (604)	130,370 (124,105)	0 (0)	130,370 (124,105)
	美咲町	82 (82)	0 (0)	82 (82)	1,231 (1,198)	852 (852)	0 (0)	854 (852)	49 (49)	805 (803)	151,656 (151,387)	0 (0)	151,656 (151,387)
小計(10)	650 (653)	8 (8)	658 (661)	10,704 (10,696)	6,903 (6,842)	41 (39)	6,943 (6,881)	763 (788)	6,181 (6,093)	1,046,744 (1,021,973)	4,130 (4,016)	1,050,874 (1,025,989)	
県計(25)	1,228 (1,224)	30 (30)	1,258 (1,254)	17,989 (18,009)	11,624 (11,516)	220 (206)	11,844 (11,722)	1,433 (1,479)	10,412 (10,244)	1,823,670 (1,792,714)	32,421 (31,259)	1,856,091 (1,823,973)	

注)集落協定参加農業者数は延べ数である。
単位未満四捨五入のため計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

4 市町村別協定取組内訳

単位：件

促進計画 策定市町村	集 落 協 定								個 別 協 定				合 計 (集落協定と個別協定の計)								
	協定数								協定数				協定数								
	うち 基礎単価	うち 体制整備単価	うち加算措置					うち 基礎単価	うち 体制整備単価	うち 基礎単価	うち 体制整備単価	うち 基礎単価	うち 体制整備単価	うち加算措置							
			棚田 地域 振興 活動 加算	集 落 協 定 広 域 化 支 援	集 落 機 能 強 化 加 算	生 産 性 向 上 加 算	超 急 傾 斜 農 地 保 全 管 理 加 算							棚田 地域 振興 活動 加算	集 落 協 定 広 域 化 支 援	集 落 機 能 強 化 加 算	生 産 性 向 上 加 算	超 急 傾 斜 農 地 保 全 管 理 加 算			
備 前	岡山市	44	13	31				1		3	3			47	13	34				1	
	玉野市	1	1											1	1						
	備前市	11	4	7										11	4	7					
	瀬戸内市	3	3											3	3						
	赤磐市	44	7	37			1	2						44	7	37			1	2	
	和気町	33	21	12					2					33	21	12					2
	吉備中央町	162		162		9	7	13	14	14	14		5	176		176		9	7	13	19
小計(7)	298	49	249		9	8	16	16	17	17		5	315	49	266		9	8	16	21	
備 中	倉敷市	4	4											4	4						
	笠岡市	5		5				1						5		5				1	
	井原市	11		11			1	1	1					11		11			1	1	1
	総社市	10	3	7										10	3	7					
	高梁市	116	30	86				8	9	4	2	2		120	32	88				8	9
	新見市	121	32	89		2	3	4	5	1	1			122	32	90		2	3	4	5
	浅口市	1		1										1		1					
	矢掛町	12	5	7				1						12	5	7					1
小計(8)	280	74	206		2	4	14	16	5	2	3		285	76	209		2	4	14	16	
美 作	津山市	135	2	133		1	2	11	9	3	3			138	2	136		1	2	11	9
	真庭市	162	73	89	1	6	3	6	3					162	73	89	1	6	3	6	3
	美作市	80	11	69	3			3		5	5			85	11	74	3				3
	新庄村	15		15										15		15					
	鏡野町	99	2	97		1		3	2					99	2	97		1		3	2
	勝央町	9		9										9		9					
	奈義町	19		19				2						19		19					2
	西粟倉村	14		14	1									14		14	1				
	久米南町	35	3	32	6	1	5	6	3					35	3	32	6	1	5	6	3
	美咲町	82	8	74		3	6	5	8					82	8	74		3	6	5	8
小計(10)	650	99	551	11	12	16	36	25	8	8			658	99	559	11	12	16	36	25	
県計(25)	1,228	222	1,006	11	23	28	66	57	30	2	28		5	1,258	224	1,034	11	23	28	66	62

5 集落協定における農業生産活動等の実施状況（基礎単価が交付される活動）

(1) 集落マスタープランの内容

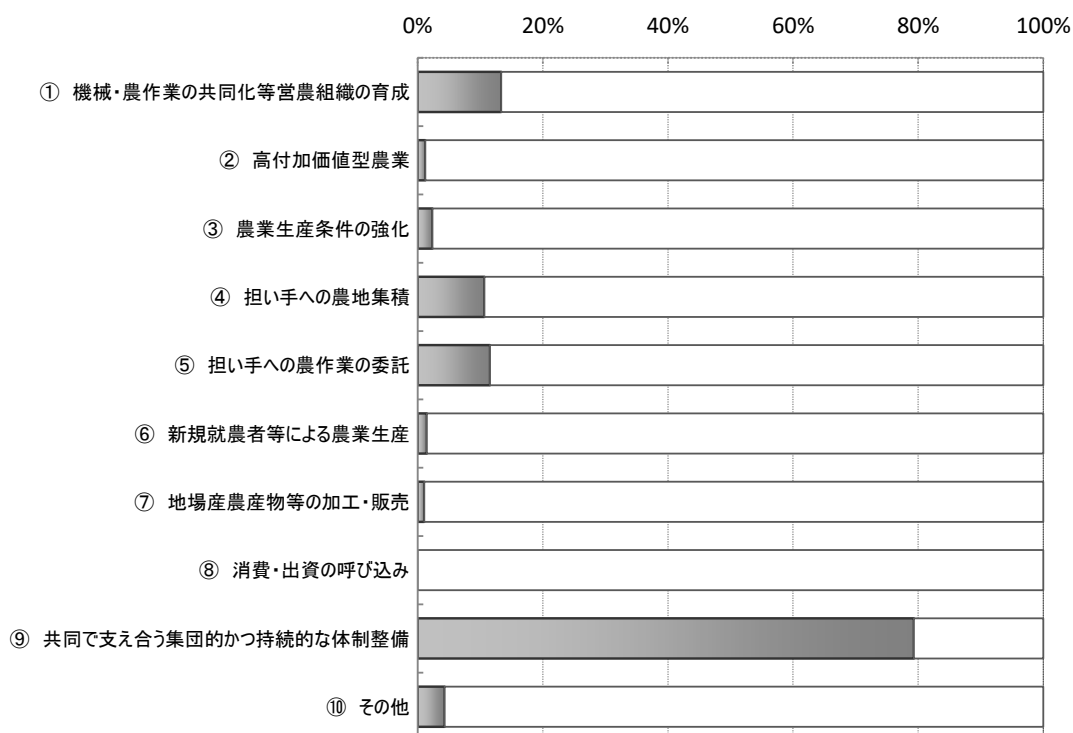
将来像を実現するための活動方策

共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備に取り組んだ協定が974協定（79.3%）と最も多く、次いで機械・農作業の共同化等営農組織の育成が164協定（13.4%）となっている。

「その他」の活動項目は、主に、担い手の確保、鳥獣被害防止対策等である。

活動項目	協定数		全協定に占める割合	
① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	164	(158)	13.4%	(12.9%)
② 高付加価値型農業	15	(13)	1.2%	(1.1%)
③ 農業生産条件の強化	29	(28)	2.4%	(2.3%)
④ 担い手への農地集積	131	(130)	10.7%	(10.6%)
⑤ 担い手への農作業の委託	142	(142)	11.6%	(11.6%)
⑥ 新規就農者等による農業生産	18	(17)	1.5%	(1.4%)
⑦ 地場産農産物等の加工・販売	13	(13)	1.1%	(1.1%)
⑧ 消費・出資の呼び込み	0	(0)	0.0%	(0.0%)
⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	974	(971)	79.3%	(79.3%)
⑩ その他	53	(51)	4.3%	(4.2%)

表中の()はR3年度。R4全集落協定は1,228協定

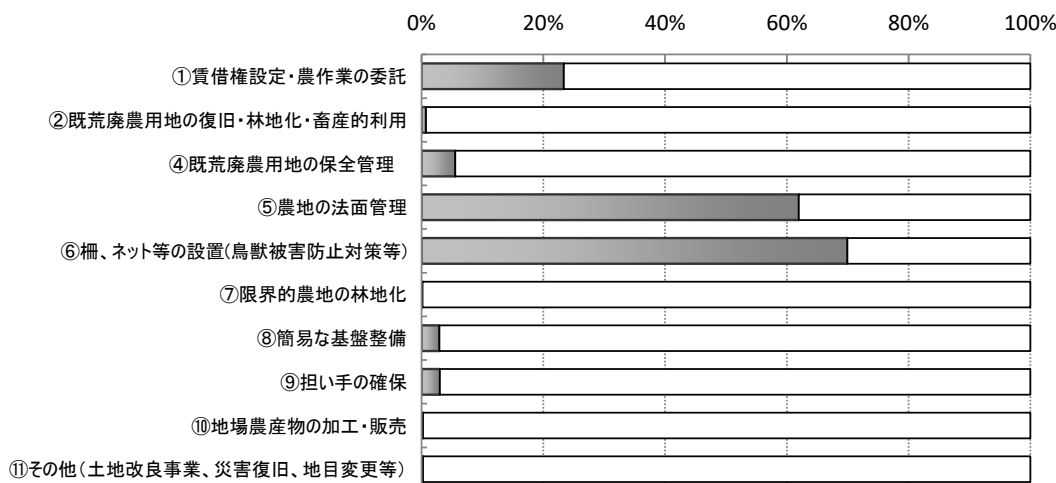


(2) 耕作放棄の防止等の活動

柵、ネット等の設置（鳥獣被害防止対策等）を実施した協定が859協定（70.0%）と最も多く、次いで、農地の法面管理761協定（62.0%）、賃借権設定・農作業の委託287協定（23.4%）の順となっている。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①賃借権設定・農作業の委託	287 (281)	23.4% (23.0%)
②既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産的利用	9 (6)	0.7% (0.5%)
④既荒廃農用地の保全管理	68 (78)	5.5% (6.4%)
⑤農地の法面管理	761 (738)	62.0% (60.3%)
⑥柵、ネット等の設置(鳥獣被害防止対策等)	859 (832)	70.0% (68.0%)
⑦限界的農地の林地化	2 (14)	0.2% (1.1%)
⑧簡易な基盤整備	36 (36)	2.9% (2.9%)
⑨担い手の確保	37 (35)	3.0% (2.9%)
⑩地場農産物の加工・販売	3 (3)	0.2% (0.2%)
⑪その他（土地改良事業、災害復旧、地目変更等）	3 (2)	0.2% (0.2%)

表中の()はR3年度。R4全集落協定は1,228協定

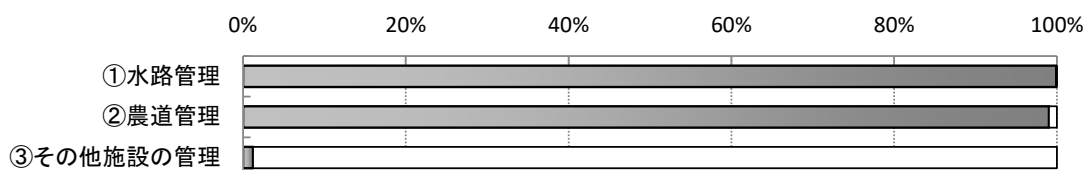


(3) 水路・農道等の管理活動

水路管理及び農道管理活動については、ほとんどの協定が実施した。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①水路管理	1,227 (1,219)	99.9% (99.6%)
②農道管理	1,216 (1,212)	99.0% (99.0%)
③その他施設の管理	15 (16)	1.2% (1.3%)

表中の()はR3年度。R4全集落協定は1,228協定

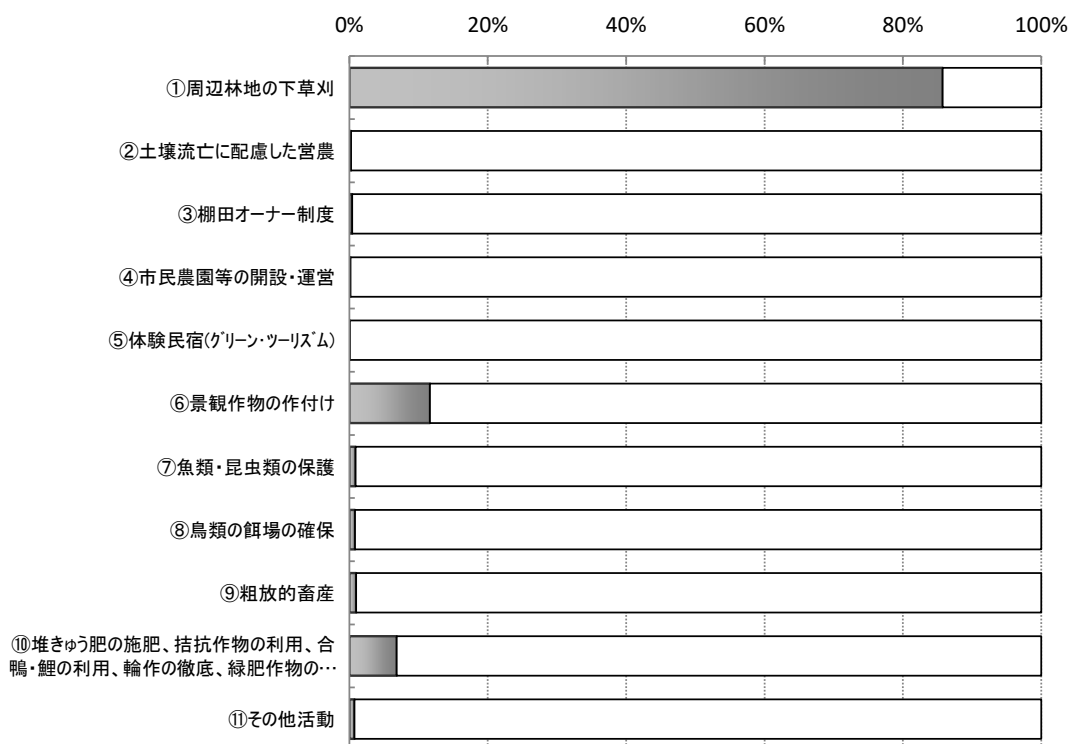


(4) 多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈を実施した協定が1,053協定(85.7%)と最も多く、次いで、景観作物の作付け143協定(11.6%)、堆きゅう肥の施肥等84協定(6.8%)の順になっている。

活動項目		協定数	全協定に占める割合
国土保全機能を高める取組	①周辺林地の下草刈	1,053 (1,047)	85.7% (85.5%)
	②土壌流亡に配慮した営農	3 (13)	0.2% (1.1%)
保健休養機能を高める取組	③棚田オーナー制度	5 (3)	0.4% (0.2%)
	④市民農園等の開設・運営	2 (2)	0.2% (0.2%)
	⑤体験民宿(グリーン・ツーリズム)	1 (1)	0.1% (0.1%)
	⑥景観作物の作付け	143 (146)	11.6% (11.9%)
自然生態系の保全に資する取組	⑦魚類・昆虫類の保護	11 (11)	0.9% (0.9%)
	⑧鳥類の餌場の確保	10 (10)	0.8% (0.8%)
	⑨粗放的畜産	12 (12)	1.0% (1.0%)
	⑩堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付	84 (84)	6.8% (6.9%)
	⑪その他活動	9 (8)	0.7% (0.7%)

表中の()はR3年度。R4年度全集落協定は1,228協



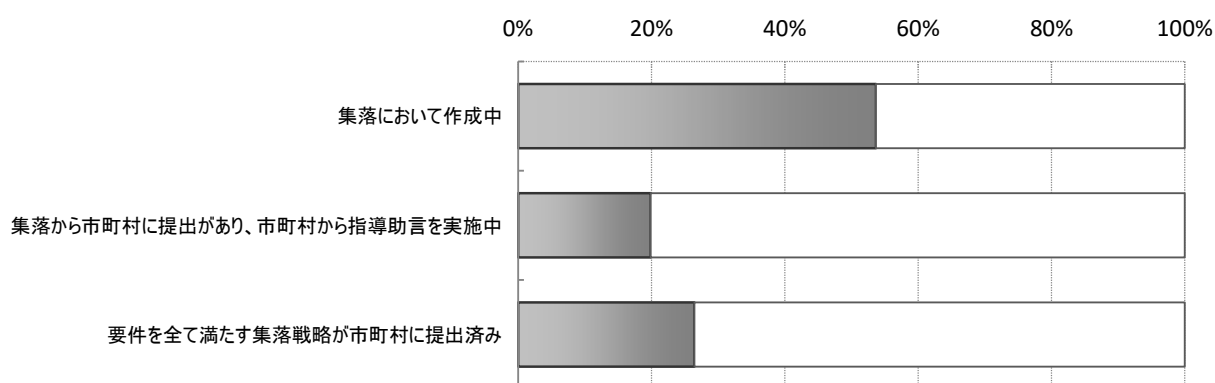
6 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況(体制整備単価が交付される活動)

(1) 集落戦略の作成状況

体制整備単価が交付される要件である集落戦略の作成に取り組んだ1,006 (R3年度995) 集落協定中、作成中の集落が540協定(53.7%)と最も多くなっている。

作成状況	協定数	全体制整備単価協定に占める割合
集落において作成中	540 (729)	53.7% (73.3%)
集落から市町村に提出があり、市町村から指導助言を実施中	200 (52)	19.9% (5.2%)
要件を全て満たす集落戦略が市町村に提出済み	266 (214)	26.4% (21.5%)

表中の()はR3年度。R4年度の集落戦略取組協定は1,006協定



(2) 集落戦略作成に向けた活動状況

集落戦略を作成するための地域での話し合いは、551協定で実施され、昨年度に比べて増加しているが、取組協定数の半数程度に留まっている。

作成状況	協定数	全体制整備単価協定に占める割合
話し合いを実施した協定数	551 (319)	54.8% (32.1%)
年齢階層別、後継者の状況が把握できる地図の作成	332 (219)	33.0% (22.0%)
農地保全活動等を実施する範囲等を記載した地図の作成	415 (226)	41.3% (22.7%)

表中の()はR3年度。R4年度集落戦略取組協定は1,006協定

(3) 提出済みの集落戦略の内容

ア) 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状

集落戦略の提出があった466（R3年度266）協定中、集落の現状として、担い手が確保できており、耕作を継続できると回答した協定が181協定(38.8%)と最も多く、次いで鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退していると回答した協定が129協定(27.7%)となった。

項目	協定数	提出された集落戦略のうち占める割合	
①担い手が確保できており、耕作を継続	181 (136)	38.8%	(51.1%)
②担い手が確保できているが、全ての委託希望は受けられない	78 (56)	16.7%	(21.1%)
③担い手が確保できていない	75 (61)	16.1%	(22.9%)
④耕作を継続したいが、耕作条件の悪い農地がある	98 (69)	21.0%	(25.9%)
⑤耕作を継続したいが、農業所得が低い	91 (63)	19.5%	(23.7%)
⑥耕作を継続したいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている	103 (70)	22.1%	(26.3%)
⑦鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している	129 (95)	27.7%	(35.7%)
⑧集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている	13 (7)	2.8%	(2.6%)
⑨その他	11 (8)	2.4%	(3.0%)

表中の()はR3年度。R4年度までに提出のあった協定は466協定

イ) 集落の現状を踏まえた対応の方向性

集落戦略の提出があった466（R3年度266）協定中、集落の対応の方向性として、鳥獣被害防止対策の実施と回答した協定が193協定(41.4%)と最も多く、次いで協定内で担い手を確保・育成と回答した協定が153協定(32.8%)となった。また、その他として、農業法人や他の協定と連携する等の組織間連携に関する回答が多かった。

項目	協定数	提出された集落戦略のうち占める割合	
①耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	103 (75)	22.1%	(28.2%)
②協定内で担い手を育成・確保	153 (124)	32.8%	(46.6%)
③協定外で担い手を確保	61 (53)	13.1%	(19.9%)
④基盤整備等により耕作条件を改善	15 (9)	3.2%	(3.4%)
⑤農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	20 (17)	4.3%	(6.4%)
⑥新たな作物の導入により所得の向上を図る	21 (19)	4.5%	(7.1%)
⑦省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	70 (56)	15.0%	(21.1%)
⑧耕作継続が困難な農用地の林地化	26 (17)	5.6%	(6.4%)
⑨放牧利用による農用地の管理	11 (9)	2.4%	(3.4%)
⑩鳥獣被害防止対策の実施	193 (154)	41.4%	(57.9%)
⑪集落の自治（コミュニティ）機能の強化	51 (43)	10.9%	(16.2%)
⑫その他	49 (45)	10.5%	(16.9%)

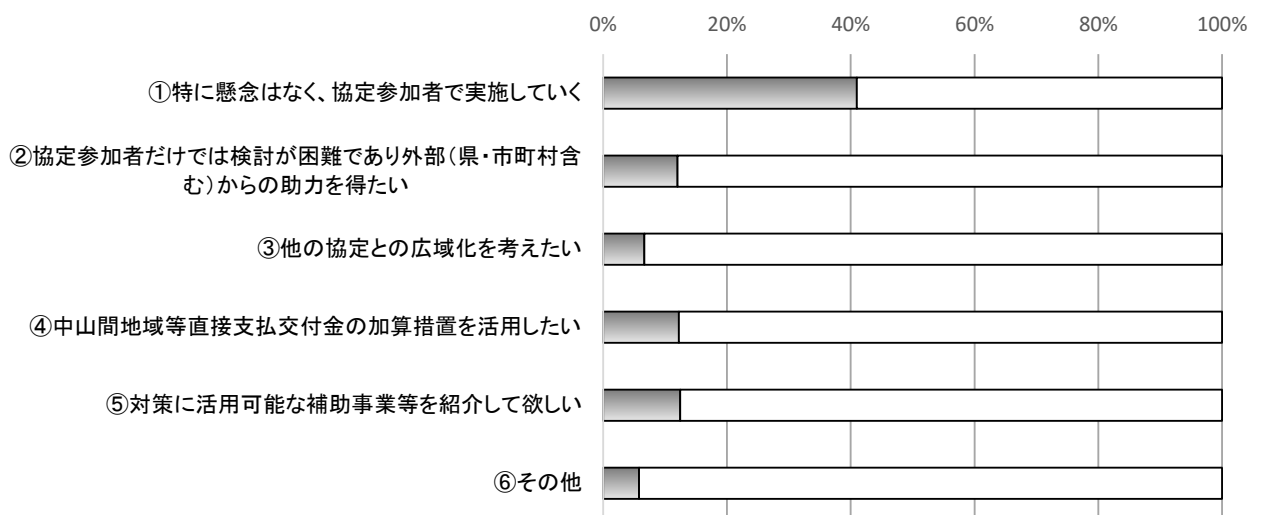
表中の()はR3年度。R4年度までに提出のあった協定は466協定

ウ) 具体的な対策に向けた検討

集落戦略の提出があった466(R3年度266)協定中、具体的な対策方針として、特に懸念はなく、協定参加者で実施していくと回答した協定が191協定(41.0%)と最も多く、次いで対策に活用可能な補助事業等を紹介して欲しいと回答した協定が58協定(12.4%)となった。

項目	協定数		提出された集落戦略のうち占める割合	
①特に懸念はなく、協定参加者で実施していく	191	(154)	41.0%	57.9%
②協定参加者だけでは検討が困難であり外部(県・市町村含む)からの助力を得たい	56	(39)	12.0%	14.7%
③他の協定との広域化を考えたい	31	(25)	6.7%	9.4%
④中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい	57	(47)	12.2%	17.7%
⑤対策に活用可能な補助事業等を紹介して欲しい	58	(40)	12.4%	15.0%
⑥その他	27	(22)	5.8%	8.3%

表中の()はR3年度。R4年度までに提出のあった協定は466協定



7 加算措置の取組状況（より積極的な取組に対する加算）

(1) 協定数及び面積

加算措置に延べ185協定が取り組み、このうち、生産性向上加算が66協定（5.4%）と最も多い。

取組面積は、生産性向上加算が1,293haと最も多く、ドローン、自動草刈り機、大型機械の導入等による作業の省力化に取り組んでいる。また、413haで取り組まれた集落機能強化加算は、高齢者の見回り体制の構築などコミュニティーの強化に取り組んでいる集落が多い。

加算種類	棚田地域振興活動加算	集落協定広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	超急傾斜農地保全管理加算	計
取組協定数	11 (7)	23 (23)	28 (28)	66 (63)	57 (58)	185 (179)
取組面積(ha)	228 (126)	451 (413)	413 (419)	1,293 (1,174)	461 (509)	2,846 (2,643)

表中の()はR3年度

8 集落協定における交付金の使用方法等

(1) 交付金の配分状況

集落協定への交付金を農業者と共同取組活動に配分した協定は1,083協定(88.2%)と最も多く、全額を農業者に配分している協定が113協定(9.2%)、全額を共同取組活動に配分している協定が32協定(2.6%)となっている。

集落協定への交付金額は1,823,670千円で、その内、農業者個人への配分額は1,161,193千円(63.7%)、共同取組活動への配分額は662,477千円(36.3%)となっている。

ア) 協定数

全集落協定数	全額を農業者へ	農業者と共同取組活動へ	全額を共同取組活動へ
1,228 (1,224)	113 (107)	1,083 (1,090)	32 (27)
協定に占める割合	9.2% (8.8%)	88.2% (89.8%)	2.6% (2.2%)

表中の()はR3年度

イ) 交付金額

(千円)

交付総額	農業者への個人配分額	共同取組活動への配分額
1,823,670 (1,792,714)	1,161,193 (1,151,916)	662,477 (640,798)
交付総額に占める割合	63.7% (64.3%)	36.3% (35.7%)

表中の()はR3年度

(2) 共同取組活動への使用状況

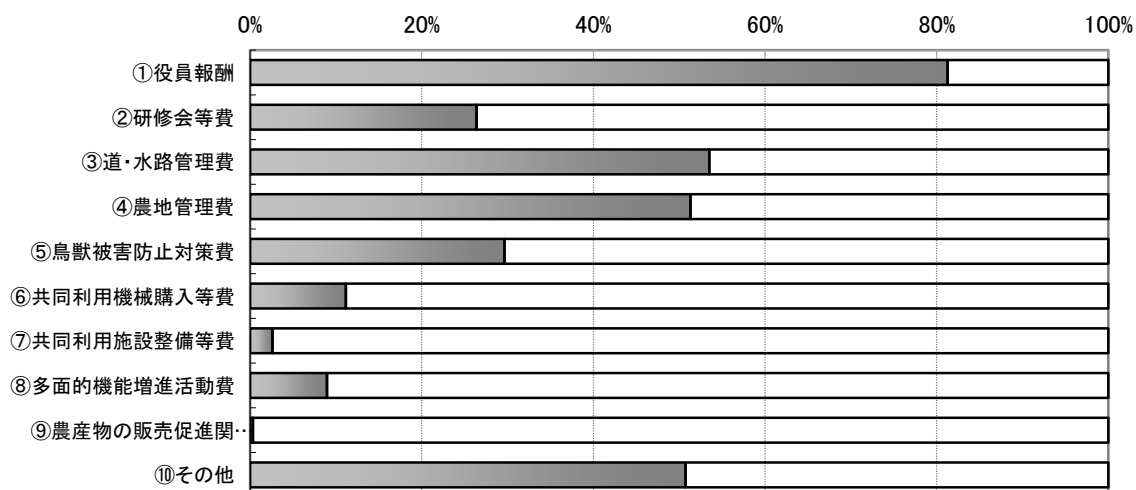
交付金の使途は、役員の報酬への使用が998協定(81.3%)と最も多く、次いで、道・水路の維持管理に対する使用が657協定(53.5%)などの順になっている。

また、取組協定当たりの平均支出額は、共同利用機械購入費が412千円と最も多く、次いでその他(積立など)294千円、農地管理費280千円の順になっている。

活動項目	協定数	全集落協定に占める割合	取組協定当たり平均支出額(千円)
①役員報酬	998 (1,013)	81.3% (83.4%)	83 (85)
②研修会等費	324 (304)	26.4% (25.0%)	39 (84)
③道・水路管理費	657 (794)	53.5% (65.4%)	234 (238)
④農地管理費	630 (587)	51.3% (48.4%)	280 (242)
⑤鳥獣被害防止対策費	364 (306)	29.6% (25.2%)	199 (151)
⑥共同利用機械購入等費	137 (113)	11.2% (9.3%)	412 (299)
⑦共同利用施設整備等費	32 (33)	2.6% (2.7%)	237 (340)
⑧多面的機能増進活動費	110 (141)	9.0% (11.6%)	76 (79)
⑨農産物の販売促進関係費	4 (11)	0.3% (0.9%)	252 (370)
⑩その他	623 (613)	50.7% (50.5%)	294 (231)

表中の()はR3年度

交付金(共同取組活動)の使途



【参 考】

中山間地域等直接支払制度(第5期対策:令和2~6年度)のあらまし

中山間地域の農業は、農地を耕作することで国土の保全・洪水の防止・緑豊かな景観の形成など、大切な役割を果たしています。

しかし、中山間地域は平地に比べて傾斜地が多く、まとまった農地も少ないことから生産費がかさみ、耕作されずに荒れている農地が増えています。

この制度は、中山間地域で農業生産を営む農業者に対し、平地との生産費格差の一部を国・県・市町村が共同で支払い、「適切な農地管理」「集落の共同活動」「将来の農業生産活動の体制整備」などに活用することで、将来に豊かな農地と自然を守り伝えようとするものです。

1 対象となる地域

☆対象地域は、市町村によって異なります。

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法、**棚田地域振興法**等で指定された地域
- (2) 知事が指定する特認地域で①に地理的に隣接する地域及び農林統計上の中山間地域

2 対象となる農地

対象となる地域内で、次のいずれかに該当する1ha以上のまとまりのある農用地(農振農用地区域内)が対象です。

(1) 急傾斜農用地

傾斜が水田で1/20以上、畑・草地・採草放牧地で15度以上

(2) 小区画・不整形な田

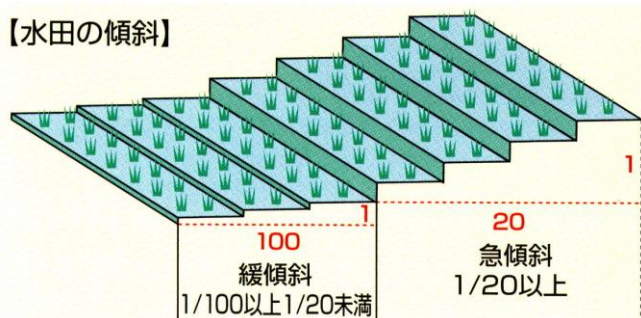
大多数が30a未満で、平均が20a以下

(3) 市町村長の判断により対象となる農用地

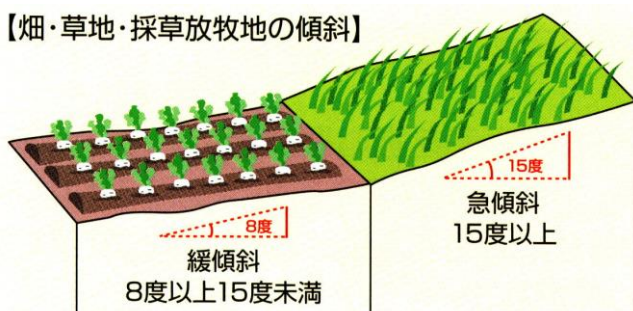
- ・ 緩傾斜農用地 (田1/100以上、畑等8度以上)
- ・ 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

農地のイメージ図

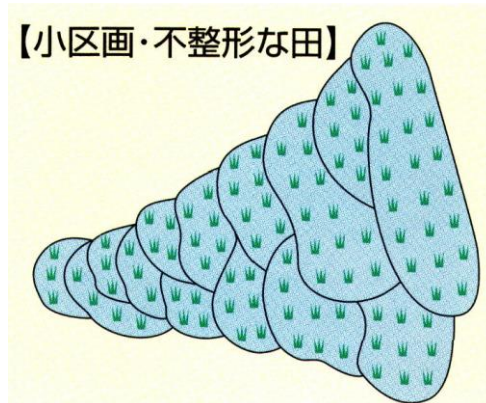
【水田の傾斜】



【畑・草地・採草放牧地の傾斜】



【小区画・不整形な田】



☆緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農用地は、市町村により扱いが異なります。

3 主な交付単価 (10a 当たり)

地目	傾斜区分	基礎単価	体制整備単価	☆草地、採草放牧地も対象となります。 ☆面積には、畦畔・法面も含まれます。 ☆「小区画・不整形な田」「高齢化率・耕作放棄率の高い農用地」の単価は緩傾斜と同じです。
田	急傾斜(1/20以上)	16,800円	21,000円	
	緩傾斜(1/100~1/20)等	6,400円	8,000円	
畑	急傾斜(15度以上)	9,200円	11,500円	
	緩傾斜(8度~15度)等	2,800円	3,500円	

4 対象者

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等が対象です。

- ・農業者
- ・生産組織
- ・第3セクター
- ・農地所有適格法人 等

5 実施期間

令和2~6年度

6 対象となる活動

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続される農業生産活動等

◎基礎単価が交付される活動

区 分		具体的に取り組む行為	
必須事項	農業生産活動等 (右の全ての項目を実施)	集落マスタープランの作成	集落の目指すべき将来像とその実現に向けた活動方策及び目標等の計画策定
		耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、荒廃農地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農用地の貸借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等
		水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
選択的必須事項	多面的機能を増進する活動 (右の項目の中から1つ以上選択)	国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
		保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田オーナー制度、グリーンツーリズム
		自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

◎体制整備単価が交付される活動（基礎単価が交付される活動に加えて実施）

要件	活動項目	活動内容	活動の水準	備考
必須事項	<u>集落戦略の作成</u>	<p>協定農用地の将来像並びに協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合いを行い作成する。</p> <p>①協定農用地の将来像 ②協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状 ③集落の現状を踏まえた対策の方向性 ④具体的な対策に向けた検討 ⑤今後の対策の具体的内容及びスケジュール ⑥農業生産活動等の継続のための支援体制</p>	中間年（令和4年度）を目途に作成。その後も話し合いにより毎年見直し。	

◎加算単価が交付される活動（体制整備単価の要件を満たしている協定に適用される）

加算の種類	加算の概要	加算金の適用	加算単価 (10a当たり)	留意事項
<u>棚田地域振興活動加算</u>	<p>認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う。</p> <p>【目標】ア～ウの全てに定量的な目標設定を行う。（棚田の価値を活かした活動、集落機能強化及び生産性向上の目標を含めること）</p> <p>ア：棚田等の保全に関する目標 イ：棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標 ウ：棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標</p>	<p>認定計画に位置づけられている棚田等で田1/20畑15度以上の傾斜がある農用地面積に加算</p> <p>※勾配が田1/10以上、畑20度以上の場合は超急傾斜単価を適用（R4拡充）</p>	<p>田：10,000円 畑：10,000円</p> <p>田（超急傾斜）14,000円 畑（超急傾斜）14,000円</p>	<p>超急傾斜、集落機能強化、生産性向上との重複は不可。</p> <p>県第三者委員会で目標の妥当性を協議</p>
超急傾斜農地保全管理加算	<p>超急傾斜農地の保全等の取組を行う。</p> <p>【目標】ア、イの全てに定量的な目標設定を行う。</p> <p>ア：超急傾斜農地の保全 イ：超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等</p>	<p>勾配が田1/10以上、畑20度以上の農用地面積に加算</p>	<p>田：6,000円 畑：6,000円</p>	基礎単価でも取組可能
集落協定広域化加算	<p>他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で取組を行う。</p> <p>【目標】</p> <p>ア：単年の取組の場合 主導的な役割を担う人材確保 イ：複数年の取組の場合 人材確保に加えて、広域化後の協定で達成する目標の設定</p>	集落協定農用地の全てに加算	<p>対象地目全てについて3,000円</p> <p>※1協定当たり 200万円が限度</p>	

加算の種類	加算の概要	加算金の適用	加算単価 (10a当たり)	留意事項
集落機能強化加算	<p>新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ、営農ボランティア、農福連携 ・コミュニティサロンの開設 ・地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等） <p>【目標】定量的な目標を1つ以上設定</p>	集落協定農用地の全てに加算	<p>対象地目全てについて3,000円</p> <p>※1協定当たり200万円が限度</p>	
生産性向上加算	<p>生産性向上を図る取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物のブランド化、加工、販売 ・担い手への農地集積、集約、農作業の委託 ・機械、農作業の共同化 ・農作業の省力化 <p>【目標】定量的な目標を1つ以上設定</p>	集落協定農用地の全てに加算	<p>対象地目全てについて3,000円</p> <p>※1協定当たり200万円が限度</p>	

※加算を複数選択する場合は、上乗せする加算の単価は1,000円/10a減額となる。

7 返還の免責要件

5年間の協定期間中に農業生産活動が行われなくなった場合や農地を転用した場合は、原則として協定の認定年度に遡って、**該当農用地**についての交付金を返還する必要がありますが、次の免責事由に該当する場合には、返還が免除又は要件が緩和されます。

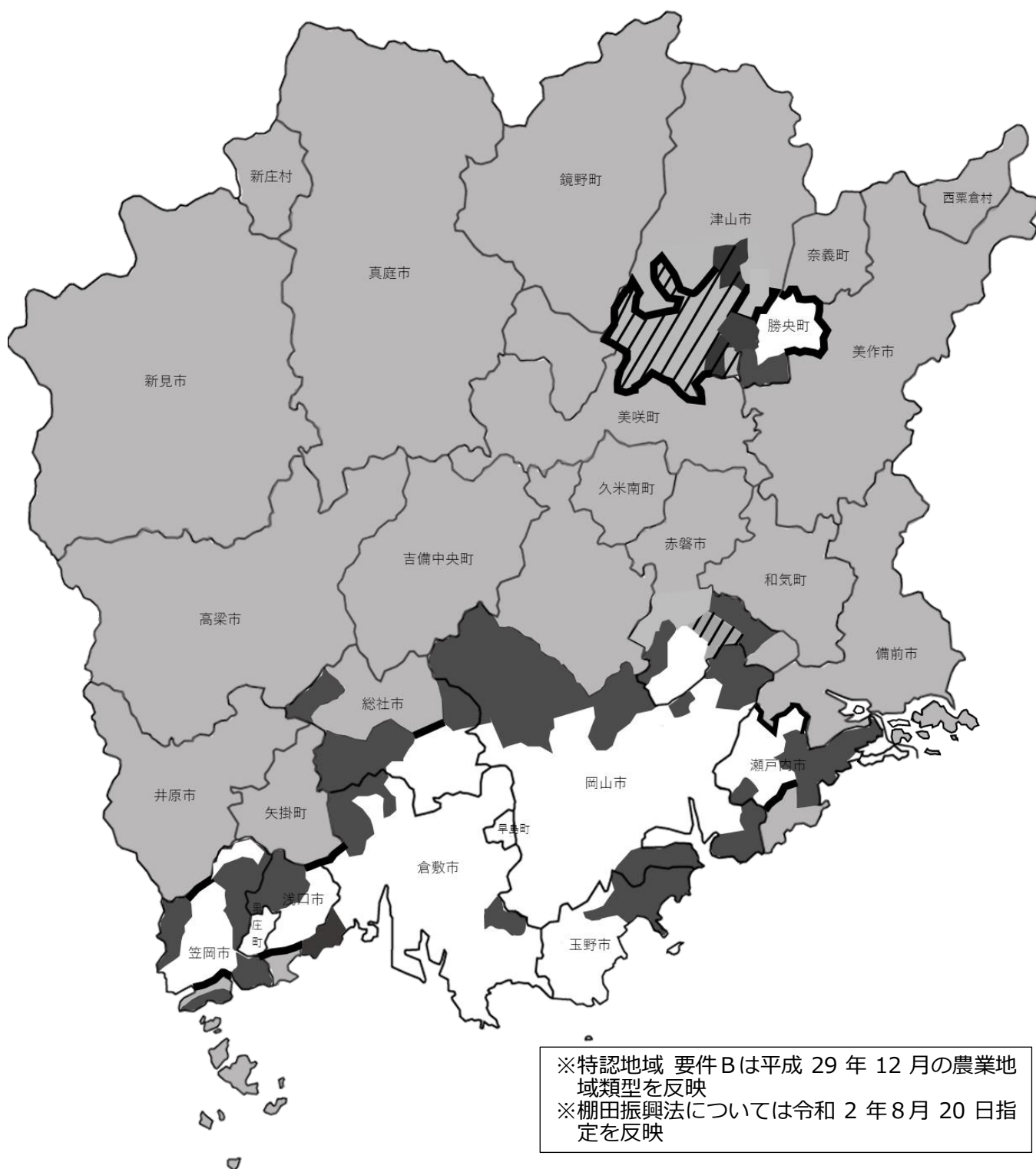
免責事由 ※一部抜粋		返還の範囲	金額	措置される次期
協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合				
	①②以外	全協定農用地	全額	認定年度以降返還
①	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の死亡、病気、その家族の病気等 ・自然災害の場合 ・土地収用法に基づき収用もしくは使用を受けた場合 ・農業用施設用地とした場合等 	-	免除	当該農用地について当該年度以降交付停止
②	<ul style="list-style-type: none"> 新規就農者又は後継者の住宅に供する場合 林業又は水産業用施設用地とした場合 	当該農用地	全額	認定年度以降返還




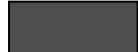
※下記のような協定参加者全体で達成すべき事項が達成できなかった場合、基礎単価分、体制単価分、加算分それぞれについて協定農用地全体が遡及返還対象となる。

- ・多面的機能を増進する活動や農道・水道等の維持管理
- ・体制整備単価（集落戦略の作成）
- ・加算措置の取組目標

中山間地域等直接支払制度 対象地域図(第5期対策)

令和5年4月1日現在



-  ----- 一般地域：地域振興 4 法の指定地域（市町村又は旧市町村単位）
-  ----- 一般地域：棚田振興法のみ指定地域（旧市町村単位）
-  ----- 特認地域 要件 A：一般地域に地理的に隣接する地域（センサス集落単位）
-  ----- 特認地域 要件 B：農林統計上の中山間地域（S25 年の旧市町村単位）

集落協定の主な取組事例

(別紙)

○昔ながらの美しい景観が広がる集落

かがみはっとうじ

加賀美八塔寺 集落協定(備前市)

協定面積：1.2ha 交付金額：25.5万円

当集落は、美しい棚田と茅葺屋根の民家や水車小屋などが点在するのどかな昔ながらの風景が広がる集落である。昭和49年に県から八塔寺ふるさと村として指定され、映画「火垂るの墓」などの撮影地として、田園風景をはじめ寺院や民家、宿泊施設が利用されている。

作業負担の大きい棚田だが、美しい景観を維持するために、農道、水路や周辺林地の整備に取り組んでいる。

【主な取組実績】

- 草刈、水路管理等による景観の保全
- 鳥獣害対策(防護柵管理)



水路管理



美しい田園風景

○多様な機械を活用し将来にわたって農地を守る

やだ・かみこうじろ

矢田・上神代 集落協定(新見市)

協定面積：12.5ha 交付金額：155万円

当協定の構成員は4名と少数であるが、うち3名が認定農業者であり、重機や最新の農機具を用いた効率的な農業を行っている。

将来にわたって農地を守るため、農道・水路の補修や維持管理、農地の法面点検や草刈りを協力して実施しているほか、離農者などから農地の積極的な買収・借受を行っており、耕作放棄地の発生防止に大きく貢献をしている。

また、イノシシなど鳥獣害対策の防護柵も地元住民と相談しながら集落を囲うように効率的に設置し、管理している。

【主な取組実績】

- 農道・水路の維持管理・整備
- 鳥獣害対策のための防護柵設置・点検



ドローンによる防除作業



リモコン式草刈り機による草刈り

○民間企業と連携した自然環境保全の推進

うしろやま (なかすじどうせんじ)

後山(中筋道仙寺) 集落協定(美作市)

協定面積：34.0ha 交付金額：1,069万円

うしろやま (にゅうたに)

後山(入谷) 集落協定(美作市)

協定面積：20.8ha 交付金額：709万円

美作市の最北東に位置する後山地区は、県下最高峰の後山の麓にあり、急峻な地形で棚田が多く点在し、地域住民が一体となって保全に取り組んでいる。

また、「ふるさと文化財の森」として文化庁に認定された日名倉山の茅場において茅刈りや茅焼きなどを行い伝統文化・文化遺産の継承を目指している。

令和4年11月に当活動に共感をいただいた倉敷市の地下足袋メーカーである株式会社丸五と連携協定を締結し、農作業用品の提供をうけるなど棚田の管理をはじめとする自然環境保全を目的に協同している。

【主な取組実績】

- 日名倉山茅場の茅刈り
- 株式会社丸五との連携協定による自然環境保全の推進



県下最高峰後山と東栗倉棚田



丸五の長靴とグローブを使って茅刈り